瑞宝双光章を授けられる（各通）　遠藤　義朗　勝部　嘉己　木寺　哲也
瑞宝双光章を授けられる（各通）　黒済　忠治　財前　孝幸　繁田　良三
瑞宝双光章を授けられる（各通）　城本　正守　杉本　峻史　殿岡　利治
瑞宝双光章を授けられる（各通）　鳥居　宣廣　西澤　功武　長谷部　洋一
瑞宝双光章を授けられる（各通）　原口　五郎　保苅　和田　繁
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月八日）　杉浦　重一　由里　義雄
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月八日）　（長崎県警部）　吉光　友喜雄
瑞宝双光章を授けられる　滝本　治利
瑞宝双光章を授けられる　廣木　國男　森　宣市
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月九日）　松　力　加藤　敏　堀井　一雄
瑞宝双光章を授けられる（各通）　岩川　村内　泰二
瑞宝単光章を授けられる（以上三月十日）　関　義弘
瑞宝小綬章を授けられる　小林　章　比留川　晃　横田　實
瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上三月十一日）　西　謙一
瑞宝双光章を授けられる　永尾　齊造
瑞宝単光章を授けられる（以上三月十二日）

皇室事項

認証官任命式

四月十日午後六時十五分、宮中において、最高裁判所判事林景一、高等裁判所長官秋吉淳一郎、特命全権大使伊藤嘉章及び嶋崎郁の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年四月十三日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第三十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成29年３月22日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(11)第00578号	ニッセイ・リース株式会社
宮城県知事(1)第02283号	ライフ
滋賀県知事(1)第00871号	ダイコウ
沖縄県知事(1)第04241号	ソラテラス

平成29年３月22日付で、日本貸金業協会からの退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
神奈川県知事(1)第05045号	ナイスコミュニティー株式会社
近畿財務局長(6)第00749号	イズミヤカード株式会社

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成29年２月１日	関東財務局長(9)第00803号	ＳＯＭＰＯクレジット株式会社（損保ジャパン日本興亜クレジット株式会社）
平成29年２月１日	東京都知事(4)第29624号	フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社（株式会社クレディエンス）

平成29年３月22日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
三重県知事北勢(5)第10078号	トモエ信販
秋田県知事(10)第00498号	株式会社ラッキー恒産
茨城県知事(2)第60008号	みとしんリース株式会社
東京都知事(1)第31572号	東海東京アセットマネジメント株式会社

関東地方整備局公示

利根川水系鬼怒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成29年４月13日

関東地方整備局長　大西　亘

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　車両１台

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県常総市本石下字十一面3300－２地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成29年２月24日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成29年２月24日

(2)　保管の場所　茨城県常総市水海道橋本町地先国土交通省関東地方整備局下館河川事務所八間堀川排水機場内

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所鎌庭出張所に申し出ること。

５　問い合わせ先　茨城県常総市新石下1302　国土交通省関東地方整備局　下館河川事務所鎌庭出張所　電話0297－42－2644

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、福岡労働局の関係事業主を代表する者瀬上一鶴の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年４月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年４月24日

４　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。